

法務局 (住吉台対策室) 主催 第二回「地権者説明会」 に是非とも参加しましょう!



とき 10月30日(土) 午前10時より

場所 和邇文化センター

大津地方法務局よりすでに、みなさまに案内が届いていることと存じます。住吉台地番整理協議会は過去 11 回に及ぶ法務局との「打合せ会」で土地問題解消策をいろいろ協議しています。これを踏まえ、今回の説明会の持つ意味と重大性について解説し、より多くの地権者の皆様にご参加いただきたいと考えます。

この説明会は、案内書にありますように、これまでの法務局作業の説明と住吉台対策室が平成 22 年度に行う作業の説明会です。

「住吉台地区の地図混乱の解消に向けた環境整備作業」

(1) 地図作成の範囲を明確にする内外線の確認作業
〈解説〉住吉台地区のどの範囲で地図を作るのかの位置区分を、明らかにする作業です。特に山林での立会い・確認は非常に手間の掛かる作業となることでしょう。地整協でもこれまで手付かずになっていた調査です。実際に、隣接する山に分け入って行われ、昨年壇上に投影された範囲(地図でも配布)を現地ではっきりさせる作業で、このため隣接する土地の地権者の方々にも協力を求めることになることでしょう。

(2) 現地における土地の占有状態を把握するための作業

〈解説〉住吉台地区内の土地の利用状態・占有状態(建物が建っていて住んでいるのか、別荘なのか、畑になって管理されているのか、空き地ではあるがきちっと境界杭設置や囲いをし、草刈をして管理されているのか、放置されているのか、どこからどこまでが誰の土地なのか、里道や私道道路敷地なのか等々)を 1 筆毎に調査する作業です。特に空き地の

地権者に立会いを求めて、調査することが中心になると考えられます。建物のある土地では、建物登記と現状を比較して現地を確認されるもようです。

※なぜ、現地での立会いが必要なのか?※

地番整理協議会では、この調査作業を極めて重要な作業と考えています。法務局にある資料だけでは、みなさまの土地の正確な位置などの現状を明らかにすることが出来ないのです。土地を占有する地権者の皆さんに立ち会っていただき確認することは不可欠なのです。また、昨年実施された「現地確認不能土地の地権者への意向確認」に続く作業で、昨年の調査をより確実なものとするための作業です。「登記上は所有の権利が有るにもかかわらず、現地に土地の存在位置が見つけられない土地」とはどの筆(土地)なのかが、はっきりと判ってくることにつながります。今まで以上に精度も高い法 14 条地図作成の準備として、非常に大切な作業と考えられます。

ただし、はっきり判ってきても、その筆(土地)をどのように整理するかは、大きな問題として残ることになります。英知の結集とたゆまぬ努力が必要となることでしょう。

(3) 字限図に残る里道について

説明の中に入るかは未確認ですが、この整理についてはすでに最近「大津市」「大津財務事務所」「法務局(住吉台対策室)」の三者協議が行われたことをお知らせします。

地区内には官民境界確定済の財務省に所有権のある里道があり、官民境界が確定はされていないものの付近の土地所有地権者が里道と認めているものもあります。また、明治時代に作成され公図の原点ともなる「字限図」に残る里道の整理もあります。地番整理協議会は、これらの里道を既存の道路への付け替えをしていただく形で、地図作成を要望しています。